

# いしがき

石垣市ホームページ <http://www.city.ishigaki.okinawa.jp>

2006

広報いしがき

No. 415

4 月号

毎月1回発行



4月16日、過去最多の参加者となる1,049名の選手たちを多くのボランティアの方々が支えました。バイクコースやランコースには事業所や各種団体、また家族などでエイドステーションを設置し、飲み物や水スポンジなどを選手達に手渡し、力強く激励する姿が多くみられました。

他にも交通整理やマッサージなど約6,000名のボランティアの協力があり、市民が一丸となり大会を盛り上げました。

## 人口と世帯数

|     |             |
|-----|-------------|
| 総人口 | 47,234(+63) |
| 男   | 23,550(+21) |
| 女   | 23,684(+42) |
| 世帯数 | 20,049(+50) |

(平成18年2月末日現在)

## 今月の主な内容

- トライアスロン大会……………2
- カンムリワシ交通事故注意……………7
- 平成18年度一般会計予算……………3
- 障害者自立支援法……………8・9
- 石垣市集中改革プラン……………4
- 公共下水道供用開始地区……………10
- 障がい福祉課……………5
- 赤土流出防止標語・ポスター……………11
- 固定資産税課税標準額算定……………6
- 市民カレンダー……………12



編集・発行／沖縄県石垣市美崎町14番地 石垣市総務部広報広聴課  
TEL. (0980)82-9911(代)・(0980)82-1243(直)・Fax. (0980)83-1427



「ちゅらさん運動」ロゴマーク  
ちゅらさん運動とは、犯罪を減らして日本一安全な沖縄県を目指す県民総ぐるみ運動です



2006 ITUトライアスロンワールドカップ 石垣島トライアスロン大会  
**熱い走り 熱い声援**



応援で選手を激励する民謡愛好会の皆さん



見事B組優勝のWeve friend's



W杯で栄冠を手にした選手たち

アイアンマン・レースとも言われるトライアスロン競技が、4月16日に登野城漁港周辺を中心に行われ、鉄人たちの熱い闘いが繰り広げられ、島中がトライアスロン一色に染まりました。

11回目となるITUトライアスロンワールドカップ石垣島大会&石垣島トライアスロン大会。W杯男子はカートニー・アトキンソン選手(豪)が大会2連覇。女子ではデビー・ターナー選手(新西蘭)が初優勝。日本勢では昨年の大会で2位だった庭田清美選手の初優勝に期待がかりましたが、7位の結果に終わりました。

過去最多の1,050名が出場した石垣島トライアスロン大会では、A組男子で比嘉和真選手(浦添市)、女子は千葉ちはる選手(那覇市)が優勝。B組では石垣市から参加のWeve Friends(田中新吾さん、池田茂之さん、桃原康人さん)が優勝し、地元選手の活躍にひととき大きな声援や拍手がわきおこりました。

気温が最高19.9度までしか上がらず、やや肌寒い中での開催となりましたが、沿道の観衆からは寒さを吹き飛ばすほどの熱のこもった応援が送られ、選手たちを励ましました。



街なかを滑走するバイクレース



観客と喜びを分かち合うアトキンソン選手



ゴールまであとわずか 最後の力をふりしほる



バイクのスピードは常人はなれ

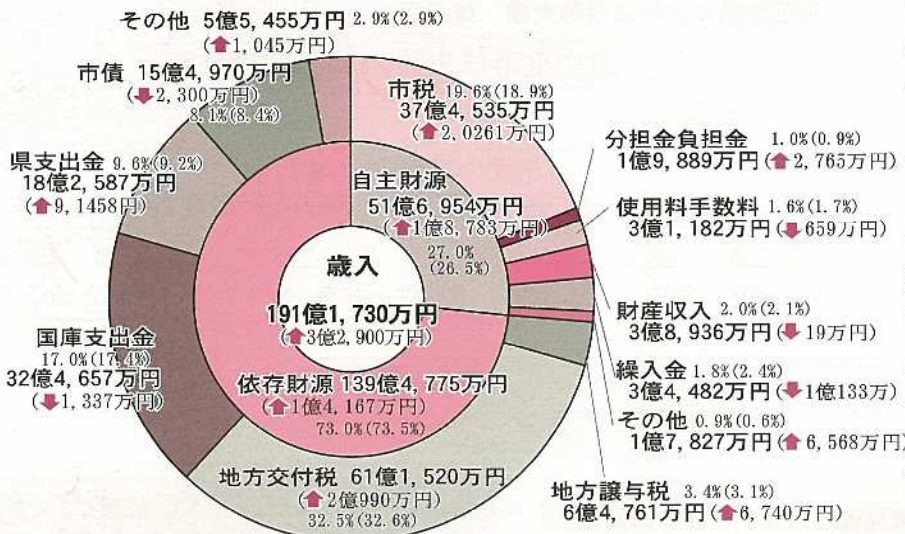


肌寒さも気にせず勢いよく海に飛び込む



レースの火ぶたが切っておとされた

### 歳入(一般会計)



平成18年度の当初予算は、歳入歳出とも総額で191億1千730万円、前年度と比べ3億2千900万円、1.8%の増額となり、平成11年度以来の190億円台となりました。

平成18年度は、厳しい財政事情を考慮し、歳出

## 平成18年度一般会計予算 総額191億1千730万円

### 7年ぶりの190億円台突破も将来世代の財政負担軽減に足掛かり

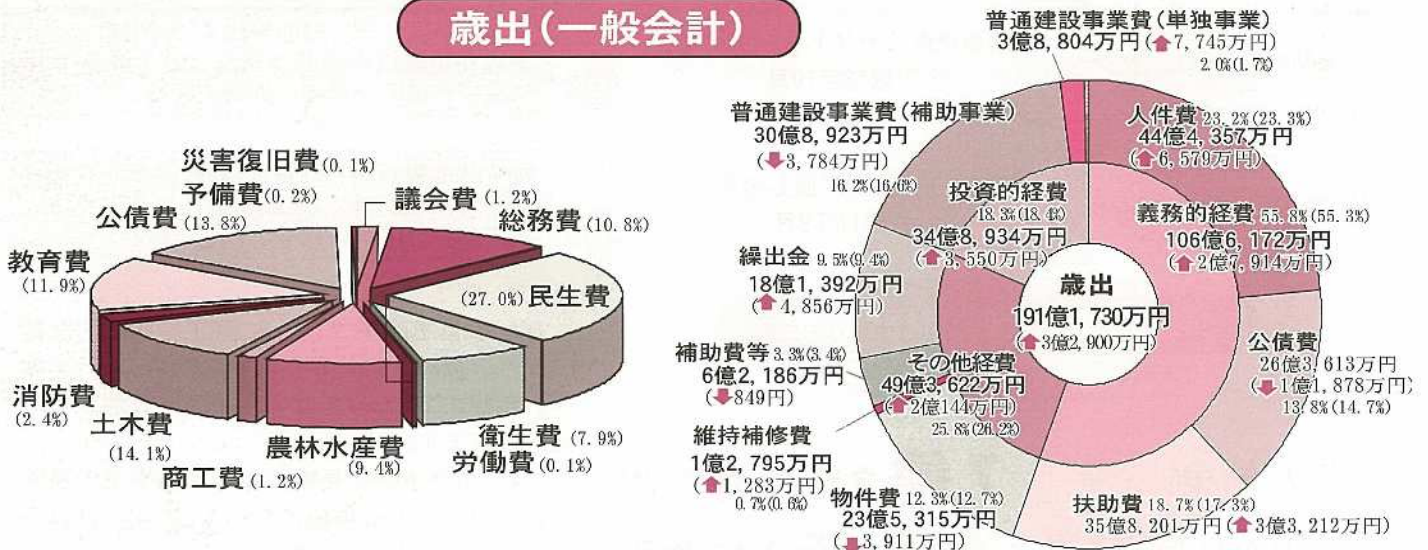
全般の徹底的な見直しと着実な財源確保を前提に、「行財政改革の着実な推進」、「自立に向けた諸施策の推進」、「庁内分権の更なる推進」を基本方針に据え、取り組みました。

地方交付税の削減や国庫補助負担金の見直しなど、三位一体の改革により自治体財政はより厳しさを増すなか、限られた財源や人的資源をより効果的・効率的に活用し、地域に即した行財政システムへと変革することで対応し、自治体の自己決定・自己責任に基づく行政経営と、地方の実情にあわせた特色ある地域社会づくりを進めていく予算編成となっています。

増となった主要因は、扶助費において、国の政策の一環として児童手当費の支給対象年齢が引き上げられたことや生活保護費や児童手当費の伸びによるものや、また、投資的経費においては将来の自立化の諸施策推進ともなるIT新事業創出体制強化事業、屋内練習場整備を含めた公園整備事業費など対前年比3千500万円増の総額で34億円台を確保しています。

また、市債発行額を前年度以下に抑制してきたことは、着実に将来世代への財政負担の軽減と財政健全化へ向けた足掛かりとなるもので大きな特徴といえます。

### 歳出(一般会計)



～目的別～

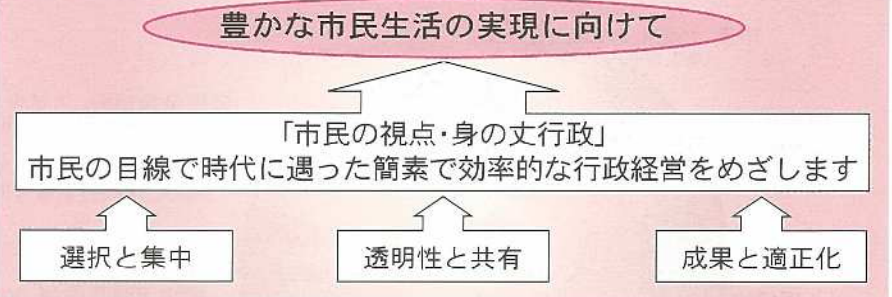
～性質別～

# 石垣市集中改革プラン策定

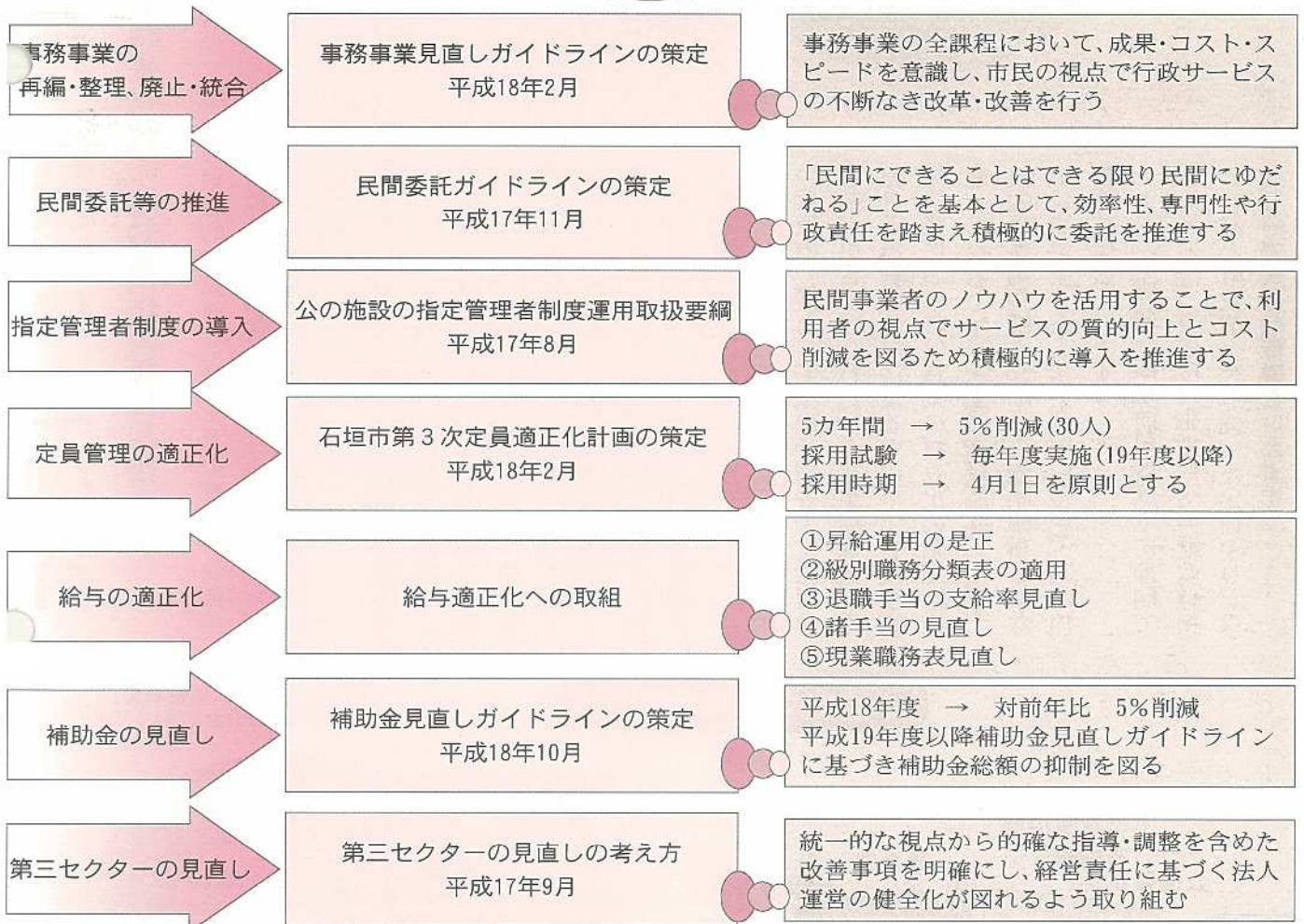
石垣市が進める第4次行政改革大綱(平成16年度～18年度)の取組みのうち、各種事務・事業の再編整理・職員人件費の抑制など行政改革の主要課題について、平成17年度を起点として平成21年度までの集中的な改革(取組)を明示した「石垣市集中改革プラン」を策定しました。

このプランにおいては、各取組について可能な限り目標の数値化や具体的かつ市民の皆様がわかりやすい指標を用いています。

## 石垣市第4次行政改革大綱 体系図



## 集中改革プラン



## 経費削減等と財政効果

歳入効果 **7億2千9百万円**  
 歳出(削減)効果 **2億4千1百万円**

石垣市集中改革プランに掲げる具体的な行政改革の取組を実施した場合には、平成17年度～21年度までの5カ年間で左記の財政的效果が見込まれます。

なお、事務事業の見直し及び事務事業の民間委託についての効果額については、18年度以降随時公表します。

※詳細は石垣市ホームページにも公表しています。

# 障がい福祉課 Disability Welfare

|         |        |     |     |
|---------|--------|-----|-----|
| 知的精神福祉係 | 障がい福祉係 | 保護係 | 総務係 |
|---------|--------|-----|-----|

障がい福祉課 ☎82-5045

これに伴い、これまでの「福祉課」の中に、「障がい福祉係」、「知的精神福祉係」を置き(他にも総務係、保護係)、新たに「障がい福祉課」として福祉サービスの充実に努めていきます。

石垣市は、4月1日より福祉課を「障がい福祉課」に課名変更しました。

これまで福祉課障害福祉係(身体障がい者、知的障がい者の福祉サービス、自立支援医療(更生医療)、児童家庭課児童福祉係(障がい児の福祉サービス、育成医療)、健康福祉センター地域保健係(精神障がい者の福祉サービス、精神通院公費負担医療)と障がい者に対する福祉サービスの窓口が分化されていた業務の一元化を図ることを目的としており、4月1日から施行された障害者自立支援法に対応することとなります。

## 福祉課を障がい福祉課に

第2次石垣市障がい者福祉計画の推進  
障害者自立支援に対応一元化

### 男女共同参画週間 標語・俳句コンクール作品募集

石垣市では、男女がそれぞれの立場で個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指しています。

そこで、男女共同参画社会と平成18年度からスタートする第2次いしがきプランへの理解と関心を深めることを目的に「男女共同参画週間 標語・俳句コンクール」を実施します。多くの応募をお待ちしています。

【主題】 次のいずれかをテーマとし、題材は自由。

- 「男女共同参画」に関するもの
- 育児・介護・教育等に関するもの
- わが家の共同参画に関するもの等

【応募資格】 特になし

【応募期間】 平成18年5月1日～26日(当日消印有効)

【賞】 最優秀1点、優秀・佳作若干名を選出し、賞状・賞品を贈呈。表彰式は後日連絡。

【作品展示】 平成18年6月23日～29日(男女共同参画週間) 市役所1階ロビー「男女共同参画週間パネル展」

【応募上の注意】

- 筆名、俳号の使用は自由ですが、住所・氏名・電話番号を明記すること。
- 他人の氏名の使用、複数の氏名での応募は不可。
- 原則として一人3句まで、一人一賞。

【応募先・お問合せ】

広報広聴課 ☎82-1243 Fax83-1427

### 平和を考える作文募集

石垣市では、平和な社会実現と平和の尊さを考えてもらい、非核平和宣言の「とこしえに平和を求めてやまない石垣市民の心」を発信するために「平和を考える」作文を下記のとおり募集します。

【内容・形式】

- 題名は自由 ●形式は詩または作文

【応募対象】

市内の各中学、高校に籍がある生徒

【応募の方法】

- 未発表のもので一人一点
- 原稿用紙(400字詰)で3枚以内
- 学校名、学年、学級、氏名を記入すること

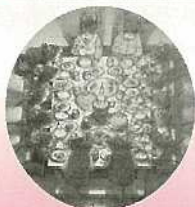
【応募期間】 平成18年5月10日まで

【入賞】

- 表彰は中学の部、高校の部
- 各部門最優秀賞1点、優秀賞2点以内、佳作若干名
- 入賞者には賞状、記念品を贈呈
- 最優秀賞受賞者は平和祈念式典(6月23日八重守の塔)での作文朗読、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典(8月9日)へ「長崎平和大使」として派遣予定
- 入賞の公表・表彰は6月初旬

【お問合せ】

広報広聴課 ☎82-1243



# 大切だよ 信らぬすること されること

## 児童福祉週間 平成18年5月5日～5月11日

## 平成18年度から 固定資産税(土地)の課税標準額の算出方法が変わります

固定資産税額については「**税額＝課税標準額×1.4%**」で求めますが、土地の課税標準額については、平成17年度までは、『評価額に対する前年度の課税標準額の割合が高い土地』は課税標準額を引き下げ又は据え置くことにより、税負担を引き下げ又は据置き、『評価額に対する前年度の課税標準額の割合が低い土地』は課税標準額を引き上げるにより税負担をなだらかに引き上げるしくみで決定されておりました。

平成18年度から地方税法が改正され、税負担の地域的なバラツキを早期に解消し、さらにわかりやすい簡素な制度とすることを目的として新たな課税標準額算出のしくみに変わります。

### ◇非住宅用地(商業地等)の課税標準額の求め方 (平成18年度～平成20年度)

《土地の課税標準額=当該年度の評価額×70%》を原則として求めることになります。  
ただし、前年度の課税標準額が、当該年度の価格の70%を下回るときは下図のとおり負担の調整を行います。

#### ＜非住宅用地(商業地等)の平成18年度の場合＞

|             |   | 平成17年度課税標準額÷平成18年度評価額の割合(%)            |                       |
|-------------|---|--|-----------------------|
|             |   | 0%                                     | 100%                  |
|             |   | ← 引き上げ →                               |                       |
| 平成18年度課税標準額 | 平成17年度課税標準額 + (平成18年度評価額×5%)…(A)        | 据置                                     | 引き下げ                  |
|             | (A)が平成18年度評価額の20%に満たない場合は、平成18年度評価額×20% | (A)が平成18年度評価額の60%を上回る場合は、平成18年度評価額×60% | 引き下げ(平成18年度評価額の70%まで) |

### ◇住宅用地の課税標準額の求め方 (平成18年度～平成20年度)

《土地の課税標準額=当該年度の評価額×1/6(若しくは1/3)注①》を原則として求めることになります。  
ただし、前年度の課税標準額が、当該年度の価格の1/6(若しくは1/3)の80%を下回るときは下図のとおり負担の調整を行います。

注① 住宅用地の地積が200㎡まで(小規模住宅用地)については1/6を乗じ、地積が200㎡を越えるとき(一般住宅用地)は1/3を乗じます。

#### ＜住宅用地の平成18年度の場合＞

|             |  | 平成17年度課税標準額÷【平成18年度評価額×1/6(1/3)】の割合(%)                |      |
|-------------|--|---|------|
|             |  | 0%  | 100% |
|             |  | ← 引き下げ →  |      |
| 平成18年度課税標準額 | 平成17年度課税標準額 + 【平成18年度評価額×1/6(若しくは1/3)×5%】・(A)          | 据置  | 引き下げ |
|             | (A)が平成18年度評価額の20%に満たない場合は、【平成18年度評価額×1/6(若しくは1/3)×20%】 | (A)が平成18年度評価額の80%を上回る場合は、【平成18年度評価額×1/6(若しくは1/3)×80%】 | 据置   |

※平成17年度までは大幅な地価下落(価格下落率が15%以上)があるときで「評価額に対する前年度の課税標準額の割合」が下記の場合、納税者の負担感に配慮して課税標準額を据え置く特例措置がありました。平成18年度から廃止されます。  
「評価額に対する前年度の課税標準額の割合」が

- 非住宅用地(商業地等)のときで45%以上
- 小規模住宅用地(200㎡まで)のときで55%以上
- 一般住宅用地(200㎡をこえる部分)のときで50%以上あるとき。

#### ◆平成18年度は評価替えの年度です◆

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

下記のとおり平成18年度土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

- 縦覧のできる方:石垣市内に土地・家屋を所有する納税者またはその代理人(※償却資産に係る課税内容の確認は固定資産課税台帳の閲覧で行います。)
- 縦覧の際に持参していただくもの:納税者本人は印鑑・納税通知書又は領収書もしくは運転免許証/納税者以外の方は委任状及び申請者の印鑑

(期間)平成18年4月3日(月)～5月31日(水)まで(土曜・日曜及び休日を除く)

(時間)午前8時30分～午後5時まで(昼食時を除く)

(場所)税務課(市役所)1階11番窓口

\*価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に石垣市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。(審査申出は市役所税務課で受け付けます。)

◆平成18年度固定資産税納税通知書は平成18年5月1日に送付する予定です◆

【お問合せ】

税務課 ☎83-1133



# 交通事故多発!! カンムリワシに注意!!

カンムリワシは国の特別天然記念物です

ドライバーの皆さんへ

近年、カンムリワシの交通事故が多発しています。

原因には主に以下の3つがあげられます。

- ① 路上の小動物を餌にすることが多い
- ② 車が直前に来るまで飛び立たない
- ③ 通行車両の増加、スピード超過

また、事故がよく起きる場所には、以下のような特徴があります。

1. 路肩まで林やヤブ、生垣が迫っている
2. 道路脇に餌場となる水田や畑、湿地帯がある。

## カンムリワシ

タカ科の留鳥。全長55cm。頭頂に白と黒のまだらの冠羽があり、成鳥は胸から体の上面が黒褐色を呈し、腹は褐色の地に白く細かい斑が散在する。また、尾羽の先端部には黒い帯がある。興奮した時や威嚇する時に頭の羽根を立てた姿が、冠のように見えるのでこの名がついた。

※図に示した以外の地域でも、交通事故は発生しています。

島内のどこであっても、制限速度を守り、安全運転をお願いします。

皆様のご協力により、カンムリワシの交通事故は、限りなくゼロに近付けることができます。

もし、ケガをしたり弱っていたり、死亡しているカンムリワシを見つけた際は、下記までご連絡ください。

石垣市教育委員会文化課 ☎83-7269

環境省石垣自然保護官事務所 ☎82-4768



## カンムリワシ交通事故多発・危険地帯

## 春の大掃除 各家庭内・ヤ-ヌマ-ルの清掃を!

全ての市民が快適な生活を享受するには、各家庭内の清掃や衛生害虫の駆除等を行い、住みよい生活環境の確保と公衆衛生の向上を図らねばなりません。

そこで、全市民、関係団体等の積極的な協力を得て右記の日程で「春の大掃除」を実施します。

### 清掃について

- 建物の内外及びそれらに面する道路、側溝の清掃
- 畜舎、倉庫などの清掃

### ごみの処理について

- 家庭系ごみの再利用及び減量化と正しいごみの出し方の指導
- 事業系ごみの再利用および減量化と自らの責任による正しい処理の指導

### 鼠及び衛生害虫の駆除

- 雨水、排水などの早期排除、貯留槽の定期清掃や雑草などの清掃による、鼠及び衛生害虫の発生源対策の指導浄化槽の適正な維持管理
- 浄化槽の管理者に対し、浄化槽の正常な機能を維

持するため、専門業者に保守点検や清掃を依頼するなど、その適正な維持管理に努めるよう呼びかける

### 5月15日(月)

磯辺団地・磯辺第2団地・宮良団地・登野城団地・新川団地・新川第2団地・真喜良団地・真喜良第2団地・真喜良第3団地・県職員住宅真栄里団地・国家公務員宿舎1・2・3・4・平真団地・磯辺・宮良・白保・平得・真栄里・真栄里ニュータウン・前原タウン

### 5月16日(火)

大川・石垣・美崎町・崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原・米原・富野・大田・伊土名・多良間・下地・兼城・栄

### 5月17日(水)

新川・双葉・新栄町・浜崎町

### 5月18日(木)

登野城・天川・八島町・大浜・高田・三和・川原・於茂登・開南・嵩田・名蔵・元名蔵

### 5月19日(金)

大里・星野・伊野田・大野・伊原間・明石・久宇良・吉野・平久保・平野

### 5月21日(日)

平得・真栄里 【お問合せ】生活環境課 ☎82-1285

# 障害者自立支援法

その3

## 自立支援医療～「精神通院公費負担医療(第32条)」「更生医療」「育成医療」が変わります～

これまでの精神障害者対象の「精神通院公費負担医療」、身体障害者対象の「更生医療」、障害児対象の「育成医療」は、手続や利用者負担の仕組みがばらばらの制度でしたが、「自立支援医療」として統一された仕組みになります。給付の対象者についてはこれまでの制度と同じです。

《平成18年3月まで》

精神通院医療(精神保健福祉法第32条)

更生医療(身体障害者福祉法)

育成医療(児童福祉法)

平成18年  
4月開始

自立支援医療制度

《平成18年4月以降》

- 共通の仕組み
- ・支給認定の手続
- ・原則一割負担の利用者負担
- ・指定医療機関制度

自立支援医療の受給を希望する方は、石垣市に支給の申請を行い、支給認定になれば、自立支援医療受給者証を受け取ります。利用者は、受給者証を指定医療機関に提示して、医療サービスを受けます。

### ■自立支援医療の利用者負担額

改正の内容

- 医療費のみに着目した負担(精神通院医療)と、所得のみに着目した負担(更生医療・育成医療)から、「医療費と所得の双方に着目した負担」に変わります。…定率負担(一割負担)
- 入院時の食事(標準負担額相当)は原則自己負担となります。

### 利用者負担額の軽減措置

☆原則は、医療保険の負担上限額まで一割負担になりますが、所得の低い方にはより低い月額負担上限額が決められます。

| 定率負担の月額負担上限額   |        |
|----------------|--------|
| 生活保護           | 0円     |
| 低所得1           | 2,500円 |
| 低所得2           | 5,000円 |
| 市民税(所得割)20万円未満 | 一割負担   |
| 市民税(所得割)20万円以上 | 対象外    |

- 生活保護:生活保護受給世帯に属する方
- 低所得1:市民税(均等割)非課税の世帯で、障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方
- 低所得2:市民税(均等割)非課税である世帯に属する方(低所得1以外の方)

※自立支援医療で言う「世帯」とは、医療保険単位(異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」)

さらに、

所得の低い方以外についても、「重度の障害者でかつ継続的に相当額の医療費負担が発生する方」には、上の月額負担上限額にさらに上限額を設け、負担を軽減します。

| 定率負担の月額負担上限額   |         |
|----------------|---------|
| 中間所得層1         | 5,000円  |
| 中間所得層2         | 10,000円 |
| 市民税(所得割)20万円以上 | 20,000円 |

- 中間所得層1:市民税(所得割)額が合計2万円未満の世帯に属する方
- 中間所得層2:市民税(所得割)額が合計2万以上20万円未満の世帯に属する方

※特定の病気(腎臓機能障害等)による障害を持つ方など、対象者が限定されています。

また、

- ☆育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、激変緩和の経過措置として、市民税課税世帯であっても月額負担上限額が設けられます(中間所得層1 10,000円 中間所得層2 40,200円)。
- ☆生活保護への移行防止…本来適用されるべき上限額を負担すると生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないよう、月額負担上限額をより低い額に減額します。
- ☆精神通院公費負担医療について沖縄県の場合は、「沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度」が適用されますので、認定された自己負担額も従来どおり公費負担となり、自己負担は生じません。



# 障害者自立支援法

## 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましい事業について、障害者自立支援法の仲で法定化されたもので、次のような事業があります。事業の内容は市が決定します

### 相談支援事業

障害者や障害児の保護者、介護者からの相談支援、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障害者のための権利擁護などを行います。

※市または市が委託をした指定相談支援事業者が実施します(相談支援事業者は県が指定します)。

※市からの委託により、支給決定事務の一部(聴き取り調査など)を実施します。

### コミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能などの意思疎通に支障がある方のために、手話通訳を行う者の派遣などを行います。

## 補装具費の支給

障害者または障害児の保護者が補装具の購入または修理が必要な場合、市に申請し認められると、その費用について補装具が支給されます。その場合、障害者または障害児の保護者は費用の割を負担します。ただし、障害者などの収入によって、負担が軽減される場合があります。

### 新しい制度は、次のスケジュールにそって、段階的に実施します

- |          |  |
|----------|--|
| 平成18年4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい利用者負担額制度に変わります。</li> <li>・居宅サービスにおける介護給付、訓練等給付の給付が始まります。</li> <li>・自立支援医療が始まります。</li> </ul>   |
| 平成18年10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設サービスにおける介護給付、訓練等給付の給付が始まります。</li> <li>・新しい障害程度区分が始まります。</li> <li>・補装具の制度が変わります。</li> <li>・相談支援事業が始まります。</li> <li>・地域生活支援事業が始まります。</li> </ul> |

【お問合せ】  
障がい福祉課  
☎82-5045

### 日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働省で定める用具の給付または貸与を行います。

### 移動支援事業

円滑に外出することができるよう、移動にかかる支援を行います。

☆支援費制度における居宅介護の移動介護は、この事業に移行します。

### 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を行います。

☆支援費制度における身体障害者、知的障害者対象のデイサービス、障害児(者)短期入所の日中受け入れの一部はこの事業に移行します。



## 明和大津波遭難者慰霊祭

石垣市では、明和の大津波で遭難された方々のご冥福を祈り、併せて防災思想の高揚を図るため、下記のとおり慰霊祭を執り行います。多くの市民のご参列をお願いします。

日時 平成18年4月24日(月)午後2時～  
場所 明和大津波遭難者慰霊之塔(宮良タフナー原)

当日はバスを運行いたしますのでご利用下さい。  
(帰りは逆のコースで運行いたします。)

石垣市役所(13時)発→八重山平和祈念館前(マリア祈念館)(13時5分)発→グリーンランド前(13時8分)発→マイツバ御嶽前(13時10分)発→旧千春市場前(13時12分)発→石垣ケーブルテレビ社前(13時14分)発→仲道給油所裏(旧発電所裏4号線)(13時18分)発→田本ストア前(13時22分)発→旧大松商店前(13時30分)発→いっぴく食道前(13時38分)発→白保小学校前(13時40分)発→慰霊之塔

# 公共下水道供用区域広がる

平成17年度公共下水道の年度終了に伴い、供用開始区域が広がりました。

【供用(下水道の処理)開始年月日】

平成18年3月30日

【供用(下水道の処理)開始区域】

- (1)大川地内 字大川1番地～11番地、211番地～257番地の一部
- (2)石垣地内 字石垣38番地～48番地、50番地～52番地の一部 233番地～258番地 286番地～312番地の一部
- (3)新川地内 字新川120番地～126番地、134番地～142番地、233番地～236番地、2256番地、2373番地、2423番地～2434番地、2453番地の一部

【供用開始排水施設の位置】 右図

【供用開始排水施設の合流式又は分流式の別】

分流式(汚水)

【終末処理場の位置および名称】

石垣市字新川白若原1491番地 石垣西浄化センター



## ●排水設備工事

取付ますから宅地内の排水設備は、みなさんの負担で工事をして頂きます。取付ますは所定の場所に市の方で取付いたします。

排水設備工事は、石垣市排水設備指定工事店に依頼願います。「石垣市排水設備指定工事店一覧」については、下水道課(82-1537)まで問合せ下さい。

## ●下水道使用料の算定

原則、水道メーターにより累進逓増制使用料で算定されます。

## ●下水道料金のお支払い

下水道使用料は、水道部へ委託され水道料金と同時に徴収されます。

## ●下水道の役割

トイレのし尿・台所や浴室、洗面所からの生活雑排水や事業所等からの排水を石垣西浄化センターできれいな水に処理し、川へ放流します。

## ●切替の義務

各地域の下水道工事が終わり、下水道使用の公示がされた日から3年以内に下水道に接続することが義務づけられます。

# 住民登録をしてください

住民基本台帳法第22条では、「転入をしたものは、転入をした日から14日以内に(省略)市町村長に届け出なければならない。」とあり、また、同法第55条第2項には「正当な理由が無く、転入届・転居届・転出届又は世帯変更届の規定による届出をしない者は5万円以下の過料に処する」との罰則があります。

転入届・転居届・転出届及び世帯変更届等の住民登録により作成された住民基本台帳は住民に関するあらゆる行政の基礎として利用されています。

(住民登録をしていないと思われる方について)

- ①短期就労として雇用したが、1年以上就労していても住民登録していない場合。
- ②石垣市に単身赴任として企業等で働いている職員で住民登録していない場合。

まだ、石垣市に住民登録をしていない方は住民登録をしてくださるようお願いいたします。

【お問合せ】市民生活課 ☎82-1260(直通)

# 石垣市排水設備改造等資金貸付基金

## 1 貸付限度額

- 改造費30万まで(ただし、地勢上貸付限度額の範囲内で工事を施工することが困難である場合は、限度額をこえて貸付けすることができる)

- 無利息「供用開始後3年以内に排水設備改造などをしたもの」

(但し、償還期日までに納入しない場合は14.6%の割合で延滞利息をいただきます。)

## 2 償還方法

- 貸し付けた月の翌々月から60ヶ月以内の毎月元利均等分払い。
- 毎月の償還額は2,000円以上とする。(最後の償還額を除く)

【お問合せ・お手続き】下水道課 ☎82-1537

## 市民憲章運実践団体・個人募集

石垣市民憲章推進協議会では、「まちを美しくする運動」「みどりと花いっぱい運動」「公德心を高める運動」を三つの柱に活動を行っています。

同協議会では、上記三つの運動を日頃より積極的に実践している個人・団体・職場等を広く募集します。自薦・他薦を問いませんので市民皆様からの推薦をお待ちしています。

また、今回推薦のあった個人・団体等の中から表彰者を選出・決定し、18年度定期総会で表彰します。

- 1.募集期間 5月12日(金)まで(9時～17時(12時～13時除く))
- 2.募集事項 日頃より「まちを美しくする運動」「みどりと花いっぱい運動」「公德心を高める運動」などの活動を実践している個人(家庭)・団体・職場等
- 3.推薦方法 電話にて被推薦者の氏名、活動内容等をお寄せください。
- 4.活動事例
  - a.家(職場)の周辺をみどりと花でいっぱいにし、通行人の目を楽しませている。
  - b.家の周辺を毎朝清掃活動している。
  - c.個人(団体)で毎朝一定範囲の清掃活動をしている。
  - d.通学路等に立ち、学生等の交通安全の推進、あいさつ運動等を行っている。…など
- 5.申込み先 石垣市民憲章推進協議会事務局(市民生活課内)  
☎82-1253(直) FAX88-5435

### 赤土流出防止に関するポスター・標語

## STOP THE 赤土



ポスター・小学生高学年の部最優秀賞  
新川小学校5年 崎山 英峻くん

標語・小学生低学年の部 最優秀賞  
伊野田小学校3年 宮城 政寿くん  
赤土ぼう止 知も海も大まんぞく

## 市民相談室

石垣市では、市民相談室にて各相談を受けています。相談は、全て無料となっています。悩み事のある方は、ぜひご利用ください。

### 法律相談 毎週水曜日(9:30～12:00)

- 【相談員】弁護士
- 【相談内容】建物・土地の賃貸借、金銭貸借、相続、離婚、損害賠償等日常生活上の法律問題
- 【担当課】市民生活課 ☎82-1253

### 行政相談 毎月第1水曜日(月1回)(14:00～16:00)

- 【相談員】行政相談員
- 【相談内容】行政機関・市役所の仕事に対する意見、要望
- 【担当課】広報広聴課 ☎82-9911(内131)

### 人権相談 毎月第2木曜日(月1回)(9:00～12:00)

- 【相談員】法務局職員・人権擁護委員
- 【相談内容】学校・職場・家庭・地域など身近な人権問題
- 【担当課】総務課 ☎82-9911(内118)

## 市民ロビーコンサート

3月28日、市役所1階ロビーで、市民ロビーコンサートが開催されました。今回は、登野城小器楽クラブにより全5曲がマリンバなどにより演奏され、市役所に訪れた大勢の市民を魅了しました。

石垣市では、毎月第4水曜日にロビーコンサートを予



定しており、参加者を募集しています。日頃の練習の成果の発表の場はいかが?

【問合せ】  
広報広聴課  
☎82-1243

## ストップ ザ・滞納

## 休日納税・相談窓口を開設

4月29日～5月28日(5月3日～7日を除く)まで、休日の納税・相談窓口を開設しますので、仕事などで平日の納付や相談が困難な方は、是非この機会をご利用下さい。

【期間】4月29日～5月28日(5月3日～7日を除く)までの土・日曜日の8日間

【時間】9:30～16:30

【場所】税務課(市役所1階)

※なお、税務証明の発行や課税内容に対する相談はできません。

4月は、平成17年度納め忘れの市税納付推進月間です

石垣市税務課

## 星空でつながる世界 石垣島天文台供用開始



石垣島天文台が完成したことを祝い3月12日に完成記念式典が行われ、4月1日より一般公開が始まりました。

同天文台は国立天文台が建設

したもので、九州・沖縄で最大となる直径105cmの光学・赤外線反射式天体望遠鏡が備えられています。

完成記念式典では、海部宜男台長のあいさつのもと、大濱市長が「天文台の完成により天文学という学問を通して石垣市が世界とつながっていく。石垣市は素晴らしい財産を得たことになる。」と述べ、完成を喜び、幅広い活用に期待を示しました。

### 【昼間の施設見学】

10:00～17:30(予約不要)※月・火・祝祭日の翌日は休み

### 【星空観望会(夜間)】

土・日・祝日(要予約)

・19:30～20:00(30名) ・20:00～20:30(30名) ・20:30～21:00(30名)

※上記の時間帯は4月末まで。5月以降は30分づつずれる。

### 【申し込み先】

石垣島天文台 ☎88-0013(水～土、日曜日の9:00～17:00 受付)

## 夏に向かい頑張る 甲子園初勝利を手に凱旋



3月31日、八重山商工高校野球部が甲子園初出場、初勝利を手に凱旋帰郷しました。

石垣空港には、大勢の市民や関係者が出迎え、

甲子園で八重山旋風を巻き起こした球児たちの活躍を讃え、夏の甲子園に向けて激励しました。

選手を代表し友利真二郎主将が「夏に向けて精いっぱい頑張りたい」とあいさつし、更なる飛躍を誓い、全国制覇の夢に向かい決意を新たにしました。

## 軽自動車検査協会閉所日

軽自動車検査協会沖縄事務所八重山分室は、管内各離島への出張検査及び街頭検査の際は分室を閉所しています。

### 【閉所日】

(平成18年)

4/12, 4/20, 5/18, 6/28, 7/12, 7/26, 8/10, 8/30, 9/6, 10/3, 10/20, 11/15

(平成19年)1/12, 2/8, 3/14

業務受付時間 9:30～11:30, 13:00～16:00

休業日 土・日曜日・祝祭日・12/29～1/3

### 【お問合せ】

軽自動車検査協会沖縄事務所八重山分室 ☎84-3233

## 市民カレンダー 5/1～5/31

|         |                                     |         |  |
|---------|-------------------------------------|---------|--|
| 5/1(月)  |                                     | 5/16(火) | ●妊産婦・乳幼児保健相談(健康福祉センター) ●春の大掃除(～21日)      |
| 5/2(火)  | ●ヘルシークッキング(健康福祉センター)                | 5/17(水) | ●市民法律相談(市役所) ●MR予防接種 ●両親学級(健康福祉センター)     |
| 5/3(水)  | 憲法記念日                               | 5/18(木) | ●MR予防接種 ●2歳児歯科指導(健康福祉センター)               |
| 5/4(木)  | 国民の休日                               | 5/19(金) |  |
| 5/5(金)  | こどもの日                               | 5/20(土) |  |
| 5/6(土)  |                                     | 5/21(日) |  |
| 5/7(日)  |                                     | 5/22(月) | ●ルキマの集い ●デイア(健康福祉センター)                   |
| 5/8(月)  | ●リビリ(健康福祉センター)                      | 5/23(火) | ●健康相談(伊原間)                               |
| 5/9(火)  | ●4か月児離乳食実習(健康福祉センター) ●健康相談(伊原間)     | 5/24    | ●市民法律相談(市役所) ●両親学級(健康福祉センター) ●健康相談(公設市場) |
| 5/10(水) | ●市民法律相談(市役所) ●両親学級(健康福祉センター)        | 5/25(木) | ●1歳6か月児健診(健康福祉センター)                      |
| 5/11(木) | ●市民人権相談(市役所) ●1歳6か月・3歳児健診(健康福祉センター) | 5/26(金) | ●郷土芸能の夕べ(市民会館) ●健康相談(川平)                 |
| 5/12(金) | ●健康相談 ●遠隔地乳幼児保健相談(川平)               | 5/27(土) | ●3～4・9～10か月児健診(健康福祉センター)                 |
| 5/13(土) |                                     | 5/28(日) |  |
| 5/14(日) | 母の日 ●郷土芸能の夕べ(市民会館)                  | 5/29(月) | ●デイア(健康福祉センター)                           |
| 5/15(月) | ●デイア(健康福祉センター)                      | 5/30(火) | ●ハリ・大海洋祭マナー7                             |
|         |                                     | 5/31(水) | ●両親学級(健康福祉センター)                          |

※上記の日程は、予定です。詳しくは関係課までお問合せください。(石垣市☎82-9911)